平成２９年（フ）第１８４号
沖縄県宜野湾市大謝名２丁目１番29号
破産者　平安座淳子
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１９３号
長野市吉田４丁目23番27号
破産者　櫻井　和枝
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
静岡県静岡市駿河区谷田44番15―401号
破産者　川﨑　賢吉
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
滋賀県東近江市宮川町691番地189
破産者　林　　正人
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１４１号
滋賀県東近江市林田町1296番地56
破産者　■師みどり
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３４４号
大阪府岸和田市東ケ丘町808番地の321
破産者　山本　武司
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
大阪府泉佐野市南中安松1302番地の１―106、前住所大阪府泉佐野市東羽倉崎町１番23―105号（前々住所）大阪府泉南市信達大苗代1021番地の１
破産者　武輪　浩幸
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
大阪府和泉市芦部町105番地
破産者　櫻井　唯詞
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
奈良県大和郡山市高田町102―７　センチュリーアスカ９号棟506号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市九条町188番地１　サンライズマンション大和郡山506号
破産者　池田　博文
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９８０号
札幌市北区あいの里１条６丁目２番２―1105号、開始決定時の住所札幌市北区南あいの里６丁目17番７号
破産者　大山　由美
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７２号
岩手県下閉伊郡山田町船越第15地割３番地218
破産者　下村　英雄
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４３号
岩手県滝沢市湯舟沢147番地３
破産者　酒村八須郎
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５４号
茨城県神栖市賀379番地
破産者　山中　彩花
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第９０号
東京都足立区六木３丁目37番２―501号、旧住所群馬県渋川市赤城町栄1314番地
破産者　須田ひろ美（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７５号
群馬県前橋市上細井町1211番地９
破産者　中島　太郎
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０７号
名古屋市南区芝町151番地　第５田中ビル403号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字上汐田105番地の５
破産者　ポラリスこと　本間ひとみ
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２６号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街５棟404号
破産者　鵜飼　聡史
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４０号
名古屋市中村区本陣通４丁目10番地　クレール本陣７Ａ
破産者　加藤　哲也
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部